

横手市議会 平成24年第6回9月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦について	
報告第25号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第26号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第27号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した損傷事故の損害賠償
報告第28号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した損傷事故の損害賠償
報告第29号	精算報告書の報告について (平成23年度横手市一般会計継続費)	西部地区中学校統合事業の継続費の精算の報告
報告第30号	精算報告書の報告について (平成23年度横手病院事業会計継続費)	市立横手病院増改築事業の継続費の精算の報告
議案第97号	横手市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例 (公布日施行 H24. 4. 1適用)	<p>第2次一括法の施行に伴い、市の条例で地域準則を規定することで、工場立地法で定められている緑地面積割合20%以上・環境面積割合25%以上を緩和できるようになり、必要な事項を定めるための条例の制定。</p> <p>地域区分毎に緩和した緑地面積割合・環境施設面積割合を制定する。</p> <p>(第2種緑地面積割合20%以上・環境面積割合25%以上区域)</p> <p>(第3種・緑地面積割合5%以上・環境面積割合10%以上4種区域)</p>
		<p>景観法に基づき、自然環境を背景に先人の努力及び創意工夫により形成されてきた優れた景観を、守り育てていく人材を育成し、及び協働により次の世代へと良好な景観を継承していくための条例の制定</p> <p>景観計画 市の良好な景観の形成に関する方針や基準を定める</p>

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第98号	横手市景観条例 (H25. 4. 01施行)	対象 区域	横手市全域
		届出対 象行為	建築物の建築等及び工作物の建設等、開発行為など一定規模の行為を行う場合、届出が必要
		特定届出 対象行為	届出が必要な行為の内、建築物・工作物の形態意匠については景観計画に適合しない場合、変更命令・原状回復命令が可能
		景観重点 地区	地区の特性に配慮しながら重点的に良好な景観の形成を図る地域
		景観重要 建造物 景観重要 樹木	地域のシンボルとなっているような建造物・樹木について、所有者の同意を得て指定
		横手市景 観審議会	景観計画に関する事、勧告、変更命令に関する事など市長の諮問に応じ調査審議する機関
		その他	横手市山と川のある景観のまちづくり条例の廃止 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
議案第99号	横手市伝統的建造物群保存地区保存条例 (公布日施行 一部の規定は都市計画の告示のあった日 施行)	横手市が伝統的建造物群保存地区の保存に関し必要な事項を定めるための条例	
		目的	都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他の必要な措置を定め、横手市の文化的向上に資する
		主な 内容	保存計画について 現状変更行為の規制と手続きについて 審議会の設置について
		審議会	保存地区の保存等に関する重要事項を審議 定員15名（学識経験者、地元住民等） 任期は2年
		その他	横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

区分	議案等の名称	概要説明
議案第100号	横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	施設を効果的に運営するため、施設の管理を指定管理者に行なわせることができるようにするための条例の一部改正
		指定管理者 指定管理者による管理及び業務について
議案第101号	横手市西部地区テレビ共同受信施設設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	横手市大森前田地区で共同受信施設を使用するための条例の一部改正。 ・県の工事の関連で、今まで使用していた共同アンテナからのケーブルが使用できなくなるため。
		対象地区 大森前田地区
		行政区 前田 本木 上八沢木 屋敷台 北野 山崎
議案第102号	横手市職員定数条例の一部を改正する条例 (H24. 10. 01施行)	病院事業の事務部局の職員を増員するための条例の一部改正。 ・看護基準等の施設基準の取得や医療の質の向上に対応することなどのため。
		内容 病院事業の事務部局 「405人」⇒「435人」 合計 「1,820人」⇒「1,850人」
議案第103号	横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例 (H24. 10. 01施行)	十文字保育所の定員を増員するための条例の一部改正 ・入所率が2年連続で120%以上の十文字保育所について、保育所定員変更基準に基づき、定員変更するため。
		内容 十文字保育所の定員 「160人」⇒「190人」
議案第104号	横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	ごみ処理統合施設の名称が決定したことに伴う条例の一部改正。
		名称 クリーンプラザよこて
		内容 「ごみ処理統合施設」等の名称⇒「クリーンプラザよこて」に改める
		その他 横手市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

区分	議案等の名称	概要説明
議案第105号	横手市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	<p>黒沢駅前自転車駐車を廃止するための条例の一部改正。</p> <p>・JRから借りていた駐車場用地を同社が使用することになり、継続使用が困難となったものであり、地域住民からも今後は必要性がないとの意向が示されたため。</p> <p>内容 第3条の表から「黒沢駅前自転車駐車場」の項を削る。</p>
議案第106号	横手市単独住宅条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	<p>単独住宅の老朽化のため2戸の住宅の用途を廃止するもの。</p> <p>内容 別表第1 昭和37年の竹原住宅「2」⇒「1」 昭和43年の竹原住宅の項を削る 別表第2 上記の廃止に伴い昭和43年の項を削る</p>
議案第107号	横手市防災会議条例及び横手市災害対策本部条例の一部を改正する条例 (H24. 10. 01施行)	<p>災害対策基本法の改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <p>横手市防災会議条例の一部改正</p> <p>・防災会議と災害対策本部の役割の見直しによる所掌事務の改正</p> <p>・防災会議の構成員に次のものを加える ○自主防災組織を構成する者 ○学識経験のある者 上記のうちから市長が任命する者</p> <p>横手市災害対策本部条例の一部改正</p> <p>・災害対策基本法の改正による引用法令文の修正</p>
議案第108号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	<p>内容 十文字地域の今泉河川運動公園を廃止するための現行条例の一部改正。 ・廃止後、施設等を撤去し国土交通省へ返還予定</p> <p>主な内容 別表第1から横手市今泉河川運動公園の項を削る</p>

区分	議案等の名称	概要説明
議案第109号	財産の取得について	<p>横手北中学校スクールバス 中型バス 2台</p> <hr/> <p>契約方法 指名競争入札</p> <hr/> <p>購入金額 24,386,880円</p> <hr/> <p>相手方 横手市増田町増田字一本柳西12番地の14 有限会社佐藤自動車整備工場 代表取締役 佐藤 六郎</p>
議案第110号	市道路線の認定について	<p>1路線の認定</p> <hr/> <p>①大平線（延長527.60m）</p> <hr/> <p>廃棄物処理統合施設整備事業実施に伴う路線認定。</p>
議案第111号	平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について	<p>市営温泉施設特別会計への繰入額を「172,193千円以内」から「176,051千円以内」に変更する。</p>